

有識者評価委員会委員に関する人選基準（案）(ver. 11e)

2012.05.23

JPNIC

はじめに

この文書は、JPNIC が JPRS へ移管した JP ドメイン名登録管理業務が適切に実施されているかどうかを判定するために設置される、有識者評価委員会の委員候補の人選基準を示したものである。

人選にあたっての基本的考え方

理事会が承認した評価基準に基づく実績評価を行うという目的に合う、人格・識見に優れた 5 名程度の方々に委員を委嘱する。

人選基準

次の 3 つの事項を考慮して定員の 2 ～ 3 倍の委員候補者を選出し推薦する。

1．候補者に求められる資質

候補者は以下のいずれかの資質を有するものとする。

- (1) ICANN の活動と動向に理解があること
- (2) ドメイン名の特性（技術的側面）に知見があること
- (3) ドメイン名の特性（社会的側面）に知見があること
- (4) 国際的契約を含めた法律的な知見があること

2．候補者を選任する領域

候補者は以下のいずれかの領域から選任するものとする。

- (A) 学界（大学・研究機関）
- (B) 法曹界（弁護士）または会計専門家集団（公認会計士）
- (C) 産業界（企業・団体）
- (D) 利用者（企業・公的機関・消費者）

3. その他

候補者の選出にあたっては以下の者は除くこととする。

- ・ JPNIC の役員・職員
- ・ JPRS の役員・従業員
- ・ JPRS の株主である者（組織として株主である場合は当該組織の責任者）
- ・ JPRS と協調または競合する事業を行う組織（JPRS の指定事業者を含む）の役員・従業員

以上